

第283号・2022年7月29日 (金)
 発行・東北大学職員組合書記局
 〒980-8577 仙台市青葉区片平二丁目1-1
 内線 片平 (91) 5029
 022-227-8888 (TEL)
 022-227-0671 (FAX)
 編集・コア編集委員会



*** 不当な判決、逆転しよう
非正規職員の
無期転換を！**
*** 憲法改悪を許さず
平和な社会を！**



判決後、初の宣伝行動

2021年期は、新型コロナウイルス感染症が0.15月分引き下していることに加え、2022年2月にロシアがウクライナに侵攻し、現在でも戦禍が続いています。

社会経済は混乱し、物価は高騰、労働者の実質賃金は減り続けています。一方、私たちの給与については、24年にわたる裁判（地位確認請求を求めた訴訟、2018年4月4日）に対する判決（2022年6月27日）

は、無期転換逃れの雇止めとの違法性を看過した不当な判決でした。私たちは本判決を不服として、控訴審では必ずや本判決の不当な判断を是正させ、非正規職員の無期転換に向けた全面的解決に臨む決意

4年にわたる裁判（地位確認請求を求めた訴訟、2018年4月4日）に対する判決（2022年6月27日）は、無期転換逃れの雇止めとの違法性を看過した不当な判決でした。私たちは本判決を不服として、控訴審では必ずや本判決の不当な判断を是正させ、非正規職員の無期転換に向けた全面的解決に臨む決意

は、無期転換逃れの雇止めとの違法性を看過した不当な判決でした。私たちは本判決を不服として、控訴審では必ずや本判決の不当な判断を是正させ、非正規職員の無期転換に向けた全面的解決に臨む決意

定期大会（7月30日） 不当判決、そして「10年問題」 執行委員長 片山知史さん

2021年期は、新型コロナウイルス感染症が0.15月分引き下していることに加え、2022年2月にロシアがウクライナに侵攻し、現在でも戦禍が続いています。

東北大学は、無期転換逃れのための雇止め方針を見直そうとはしていません。毎年5年上限の雇止めが行われ、目的限定職員の解雇も続いています。そして新たな雇止めとして、10年特例の方々が2023年3月末に雇止めされる10年問題が明らかになってきました。

一方、組合組織については、組織率減少が継続しています。一部の支部では、多くの加入者を得て、全体の減少幅を最小限に抑えているところですが、正職員の加入が少なく、支部や個



第93回メーデー
3年ぶりに行われました

前代未聞の司法判断 「無期転換申込権の発生回避を目的とした雇止めは、 労働契約法に抵触しない」



判決後の報告集会

判決文の多くの問題が指摘されました

職員は28.3%である。つまり7割は雇止めされており、上限を超えた雇用継続は常態化していたとはいえない。

・労働条件通知書（兼同意書）は、自由

意志で署名捺印された。厳格な手続きを履行して締結された。

・プロジェクトが変更、時間給単価が変更、勤務時間数が変更したことで、労働契約を締結した回数や雇用の通算期間のみを重視することとは相当ではない。

・謝金業務期間は労働契約ではない（謝金業務の1年は、通算雇用期間の中断）。

・誰も5年上限を超えて契約更新されることを示唆していない、雇用継続の期待をもたせ使用上の言動がないから、契約更新を期待

総じてこの判決は、原告の合理的期待権を認めないのみならず、無期転換逃れの雇止めの違法性を看過した不当なものであると判断されま



高等裁判所で逆転勝利し
来春の大量雇止め阻止！

地位確認を請求した訴訟（2018年4月4日）に対し、2022年6月27日午後、裁判長から「原告の請求をいずれも棄却する」「訴訟費用は原告の負担とする」と告げられ、4年の裁判が一瞬で終了しました。

大きな虚脱感に見舞われたのですが、判決文を読んでみると、法や判例を踏まえておらず、多くの問題がある判決だったことがわかりました。

「通算契約期間を5年以内と定め、無期転換申込権の発生直前に雇止めをするという意味で、無期転換申込権の発生を回避することを目的とした雇止めをしたことをもって、直ちに同法（労働契約法）に抵触するものではない」

司法が無期転換逃れを許容するとは、いかに信じられません。

その他、噴飯な文面が多数あります。

・以前の3年上限ルールを超えて更新された職員は28.3%である。

多くのマスコミ関係者の姿が
関心の高さがわかります



する合理的理由は生じていない。

・以前の3年上限ルール時の例外規定について、これが削除されなかったとしても雇止め時の合理的期待はないので、この削除が不利な変更にあたるかどうかは判断する必要がない。

・東北大学は3000名を超える有期雇用職員を有し、人件費財源の減少が見込まれるので、就業規則に通算契約期間を5年以内と定めることに合理性がある。

・労働契約法18条は、5年以内の有期労働契約を規制するものではない。

す。原告、弁護団は、2022年7月7日に控訴しました。組合もたたかいます。

私たちは、控訴審では必ずや本判決の不当な判断を是正させ、非正規職員の無期転換に向けた全面的解決に臨む決意を声明として発表しました。

本判決に関する批判に加え、10年問題に関する報道も多くなってくると思います。控訴で逆転勝利するためにも、来春の大量雇止めを阻止するためにも、皆様には、引き続きのご支援をお願い申し上げます。

片山知史委員長

国立大学・研究機関の大量雇止め ・違法行為は許されなひ!

6月4日夕刻に「国立大学・研究機関の大量雇止め」

①国会報告

量雇い止め 違法行為は許されません!」と題した田村智子参議院議員(日本共産党)緊急オンライン懇談会が開催されました。

これは2023年4月に有期雇用期間が10年となる研究者が4489人、このうち雇止めの対象とされている研究者が2594人と

いう事態を受けて企画されたものです。たくさんの方の関係者の参加があり、関心の高さがうかがわれました。

以下のような内容で、特に現場からの報告が

③労働組合からの発言

＊理化学研究労働組合 金井保之執行委員長

＊東北大学職員組合 片山知史執行委員長

＊関西圏大学非常勤講師組合 新屋敷健執行委員長

＊全大教 笹倉万里子

中央執行副委員長

④雇止め当事者の発言(理研研究員、国立大学助教、非常勤講師など多数)

大学助教、非常勤講師など多数)

大学助教、非常勤講師など多数)

大学助教、非常勤講師など多数)

大学助教、非常勤講師など多数)

大学助教、非常勤講師など多数)

大学助教、非常勤講師など多数)

大学助教、非常勤講師など多数)

大学助教、非常勤講師など多数)

大学助教、非常勤講師など多数)

大学助教、非常勤講師など多数)

大学助教、非常勤講師など多数)

大学助教、非常勤講師など多数)

大学助教、非常勤講師など多数)

今年度末までに雇止めの恐れがある研究者数	
東京大学	588
東北大学	275
京都大学	257
三重大学	249
名古屋大	206
浜松医大	160
大阪大学	126
新潟大学	122
滋賀医大	99
信州大学	98
千葉大学	94
九州大学	87
北海道大学	72

(田村さんの資料より)

雇止め対象者の悲痛な訴えも多く出されました。また学内ルールを勝手に変えて無期転換させない大学、無期転換後に科目開講せず非常勤講師を解雇する大学など、理不尽極まりない大学当局の対応も紹介されました。

最後に、「マスコミ、世論を巻き込み日本全体で取り組む」との田村議員による決意表明で会を閉じました。

最後に、「マスコミ、世論を巻き込み日本全体で取り組む」との田村議員による決意表明で会を閉じました。

最後に、「マスコミ、世論を巻き込み日本全体で取り組む」との田村議員による決意表明で会を閉じました。

無期転換ルール見直しと今後の運動の課題

基調報告が、全労連・労働法制局長の伊藤圭一氏から行われました。

現在、現行法(労働契約法)に関する厚労省「多様化する労働契約のルールに関する検討会」が行われているようですが、無期転換妨害行為があるのを認識しつつも、総論では

現在、現行法(労働契約法)に関する厚労省「多様化する労働契約のルールに関する検討会」が行われているようですが、無期転換妨害行為があるのを認識しつつも、総論では

全大教定期大会(7/23)オンライン開催

10年雇止め問題・大学ファンド問題 など課題がたくさん

代議員(78単組)79名中、61名の出席でした。オンラインでの大会も慣れてきたところですが、資格審査で出席を確認した人数よりも、賛否投票の人数の方が多くなることが続き、その対応でしばらく時間を要しました(私は議事運営委員だったので、結構大変でした)。

議案は、全て承認されました。

10年雇止め問題、10兆円ファンド問題、賃金未払い問題、サービス残業問題に加え、組織拡大等の課題を中心に議論しましたが、経験交流や深い議論を行う時間はありませんでした。これらの個々の課題については、9月中旬に開催予定の交流集会で検討することになりました。

オンラインでだいぶ経費が削減されていますが、全大教も非常に厳しい財政状況です。各単組が組合勧誘を強く進める必要があることを改めて認識したところです。 片山知史委員長

ではないか、という提案を検討しているとのことでした。

また、契約更新途中(無期転換申込権を行使する直前)に行われる雇止めは原則として禁止、有期特措法による無期転換の特例の廃止という、本質的な提案も紹介されました。

は、全国の民

【資料より抜粋】

無期転換ルールの施行実態

*2018~19年の無期転換者

約118万人(企業独自含め158万人)
常用労働者の2.9%

*上記年度で

無期転換ルールの内容を知っている

有期労働者39% 企業78%

*転換申し込み権あり

「権利行使」28% 「継続」66%

「雇止め」0.5% 「退職」6%



ひきだし

憲法9条は財布の味方

東北大学職員組合書記 小野寺智雄さん

プーチン大統領はただちに侵略戦争をやめるべきです。侵略戦争は国連憲章違反です。対抗軸としては、「自由社会を守れ」と呼びかけては世界を分断してしまい、むしろ侵略者の外交政策を元気づけてしまいます。「国連憲章を守れ」の一点ならば、世界が団結できますし、プーチン大統領にとっても義務です。そして、国連憲章

を一步進めたものが日本国憲法9条です。この9条の道をASEANが歩いています。つまり、長年にわたり、外交によって戦争を防いでいます。ところが、我が日本政府は、外交をがんばるべきことに一致はするものの、そこには本腰を入れず、憲法に「自衛隊は合憲だ」と書き込むことに執着しています。

憲法上、「自衛隊は違憲だ」という根拠があることは明確ですが、それでも「自衛権自体はある」と言われている。政府は長い間、もっぱら自衛のための最小限の備えは憲法違反ではなく、それが自衛隊だ、と言ってきた。現実には、世界有数の軍勢力と軍事予算をもち、海外の紛争地への派遣も行い、2015年には「集団的自衛権容認」の閣議決定と安保法制の強行へと、決定的に足を踏み外していますが、それでも政府は「自衛隊は最小限であって合憲だ」という立場です。「野放図な海外派兵を許さない」という点で、憲法9条がかろうじて歯止めとなっています。政府は、9条改憲によって海外派兵を完全自由化したいのです。

それにつけてもお金は貴重です。改憲の動きと軌を一にして、防衛費を5兆円増やすとのことです。仮にそれを我々の病院窓口負担で捻出する場合、窓口負担が2倍化するそうです。「賃安・円安・物価高」のもと、今は、軍事力強化ではなく、コロナ対策と庶民の購買力の改善が大切ではないでしょうか。憲法9条は庶民の財布の味方だと思います。

読者のこえ

6月4日、同志社大学大学院ビジネス研究科浜矩子教授の「貧困低賃金問題 そして政治を斬る」という講演会に参加した。

私たちは経済活動と何なのかをしっかりと捉えること、経済活動とは人間の営みであり、人間を幸せにできない、従業員を牛馬のごとく働かせ、下請けいじめをするような「ブラック企業」は企業ではない、そのような集団を企業というブラックな集団を企業と認めることになる、



「フラック」と呼ぶべき、という話は痛快であった。

また、日本の貧困問題にも触れた。最貧国は国も貧しく、国民も貧しい、みんなが貧しいので一丸となって経済成長を追求する連帯感が生まれる。アメリカは1%の金持ちに99%の貧困者。99%の連帯が生まれる。日本の相対的貧困率は15%、あるまじき高さではあるが、85%の前ではかすんでしまう。立ち向かうことは難しく、政府にとっては都合がいいとのこと。

10%の消費税や毎月の高い社会保険料の支払いに頭を悩ませている私だが、おそらくこの15%には入っていない。それほど日本は貧しい国なのだと感じた。

今後の日程

8月4〜9日

原水爆禁止世界大会

8月15日(月)

8.15ふたたび戦争を繰り返さない集い

9月3日(土)

宮城県労連大会

編集後記

今号作成中に、地位確認を請求した訴訟に対し、「原告の請求をいずれも棄却する」との判決が出た。安倍元首相の銃撃・殺害事件が行われ、改憲勢力が3分の2以上を占めた。久しく名前を聞くことのなかった旧統一協会(教会)の反社会的な行為が大きく取り上げられている。

(T)

(編 M)